

地方創生に向けた自動車局の取り組みパッケージ

交通ネットワークの確保・維持に向けた制度改正等

① 地域公共交通ネットワークの再構築の推進（改正地域公共交通活性化再生法；H26.11～施行 等）

地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築することを推進するため、地域公共交通再編実施計画を作成し認定を受けた場合に、手続のワンストップ化や自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とするなど、関係法令の特例措置を適用できることとしている。

このほか、自家用有償旅客運送のさらなる活用が強く求められる等一定の条件を満たした地域においても、自家用有償旅客運送者が有償で少量の貨物を運送できることとする。

② デマンドタクシー等の導入促進（運用ルールの明確化）

過疎地、交通空白地帯等については、デマンドタクシー等の運行に係る地域公共交通会議への付議に関する手続が一部簡素化されることについて、運用ルールの明確化を図ることとする。

③ 自家用有償旅客運送のさらなる活用（運用ルールの緩和；H27.4～施行）

自家用有償旅客運送の実施主体について、一定の要件を満たした場合には、法人格のない主体にも認めることとする。

自家用有償旅客運送の旅客の範囲について、一定の要件を満たした場合には、地域住民でない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者等も運送できることとする。

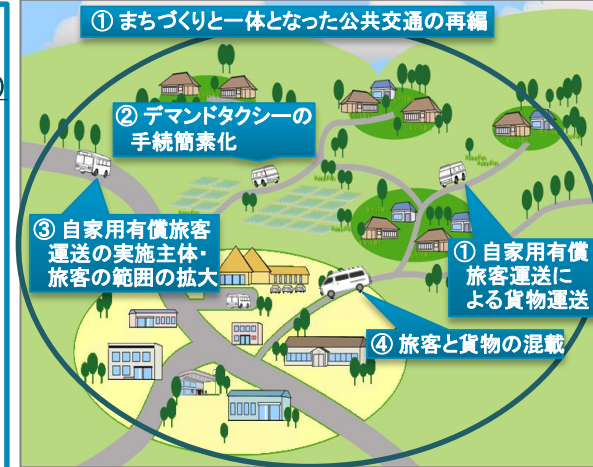
④ 旅客と貨物の混載に係る新たな制度の創設に向けて

※以下の取り組みを実現するに当たっての具体的論点について検討し、結論を得た後速やかに措置

過疎地等において、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がない等一定の条件を満たした場合には、タクシー事業者等は、国土交通大臣の許可を受けて、有償で少量の貨物を運送できることとする。

また、過疎地等において、地域の旅客自動車運送事業者の事業運営に支障がなく、かつ、運送の安全確保等に関して一定の条件を満たした場合には、貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣の許可を受けて、有償で旅客を運送できることとする。

【小さな拠点のイメージ】



予算上の措置（H27年度予算）

○ 地域公共交通確保維持改善事業

コンパクト＋ネットワークの実施にとって不可欠なバス交通への支援を着実に実施するとともに、地域公共交通ネットワークの再編に対する支援を充実。

○ ビッグデータ活用等による地方路線バス事業の経営革新支援

地方の路線バス事業について、自主的な経営の実現を図るため、ビッグデータの活用等による汎用的なビジネスモデルの策定、各地域での導入・普及を促進。

「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」 中間整理(抄)

1. 地方創生に向けた「国土のグランドデザイン2050」の具体化等に関する事項

(1) 「小さな拠点」における周辺を支える自動車交通ネットワークのあり方

特に貨客混載については、現行制度上、バス、トラック事業者等が一定の条件の下で行うことが認められているが、既存事業者の営業が行き届かない過疎地域等において、安全性について配慮しつつ、タクシーによる有償貨物運送やトラックによる有償旅客運送を可能とすることが適当である。これに当たっては、貨客混載を認めるエリア、安全性を確保する方策等の課題があるため、今後さらに検討を進めていくべきである。

問題意識

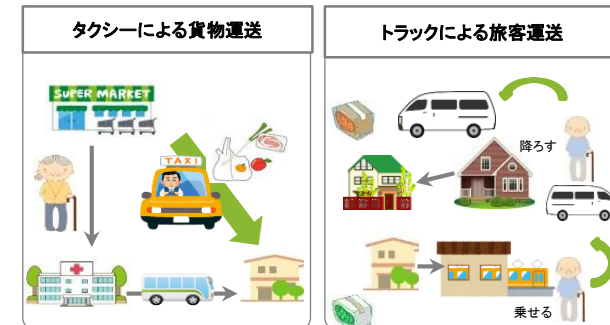
- 地域の顕在ニーズのみならず、潜在ニーズを踏まえた輸送サービスを提供することが、地域の活性化につながるのではないか。それは同時に、自動車運送事業の発展にも寄与するのではないか。
- 持続可能なまちづくりの推進のためには、地域住民や行政、運送主体等が連携し、既存の各種輸送手段の効果的な活用方策を検討し、各地の実情を踏まえた対応が必要なのではないか。

貨客混載の実施に向けた主な論点

- 認める地域の範囲について … 運送の必要性をどのように確認するか。運送の区域をどのように定めるか。等
- 認める運送の範囲等について … 運送の対象とできる貨物や旅客の範囲や対価、量をどのように定めるか。等
- 損害賠償措置について … 旅客や貨物に生じた損害を賠償するための措置として、保険への加入をどうするか。等

トラックによる旅客の運送については、さらに以下の点についても検討が必要。

- 運転者に求める免許について … 運転者の免許についてどう考えるか。等
- 使用する車両について … 旅客の運送に適する車両として具体的にどのようなニーズがあるか。等



これらの論点について検討を継続しつつ、当初は試行的に旅客と貨物の混載を実施することとする